

発議第7号

高山市議会会議規則の一部を改正する規則について

高山市議会会議規則の一部を改正する規則を高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

令和4年6月2日提出

提出者 高山市議会議員 岩 垣 和 彦

賛成者 高山市議会議員 橋 本 正 彦
車 戸 明 良
中 箴 博 之
沼 津 光 夫
西 本 泰 輝

提案理由

将来に亘って、議会改革の取組みを進めるため改正しようとする。

高山市議会会議規則の一部を改正する規則

高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前

別表（第160条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	議会及び市政の諸問題について協議し、議員相互間で情報を共有する。	議員全員	議長
委員長連絡会議	委員会の所管事項に関する協議、調整、意見交換等を行う。	正副議長、議会運営委員会委員長、常任委員会委員長、特別委員会委員長及び広報広聴委員会委員長	議長

改正後

別表（第160条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	議会及び市政の諸問題について協議し、議員相互間で情報を共有する。	議員全員	議長
委員長連絡会議	委員会の所管事項に関する協議、調整、意見交換等を行う。	正副議長、議会運営委員会委員長、常任委員会委員長、特別委員会委員長及び広報広聴委員会委員長	議長
<u>議会基本条例推進協議会</u>	<u>高山市議会基本条例（平成22年高山市条例第27号）に基づく活動について、検証及び議論並びに評価を行う。</u>	<u>議員全員</u>	<u>議長</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。